

旭川市建設工事に係る委託業務（建築設計・設備設計）における 簡易型総合評価一般競争入札試行要領

（趣旨）

第1条 この要領は、旭川市が発注する建設工事に係る委託業務における条件付き一般競争入札において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10の2の規定に基づき、価格及びその他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする入札方式（以下「総合評価一般競争入札」という。）を試行するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

2 この要領に定めのない事項については、旭川市条件付き一般競争入札実施要綱（以下「一般競争入札要綱」という。）、関係法令その他別に定める規定によるものとする。

（対象業務）

第2条 この要領において行う総合評価一般競争入札は、条件付き一般競争入札の対象となる委託業務のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 入札者の履行能力、履行計画、社会性等（以下「履行能力等」という）と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる業務
- (2) その他市長が特に必要と認める業務

（総合評価の方式）

第3条 この要領において行う総合評価一般競争入札とは次のいずれかの方式によるものとする。

- (1) 簡易型 技術的な工夫の余地が小さい業務を対象に、市が示す仕様に基づき、確実に履行することができる能力を求める場合とし、業務の実施方針及び手法の評価、企業の評価及び技術者の評価に基づいた技術力と価格との総合評価を行う方式
- (2) 特別簡易型 技術的な工夫の余地が小さい一般的な業務を対象に、市が示す仕様に基づき、確実に履行することができる能力を求める場合とし、業務の実施方針及び手法の評価を要件とせず、企業の評価及び技術者の評価に基づいた技術力と価格との総合評価を行う方式

（落札者決定基準）

第4条 政令第167条の10の2第3項に規定する落札者決定基準として、評価基準、評価の方法、落札者決定の方法その他必要な基準を定めるものとする。

2 落札者決定基準は、旭川市総合評価審査委員会（以下「審査委員会」という。）において決定するものとする。

（評価基準）

第5条 評価基準として、別紙1に基づいて、入札者の履行能力等に係る評価項目及びその配点を、対象委託業務の目的・内容等に応じて設定する。

(評価の方法)

第6条 評価は、評価基準に基づく点数（以下「技術評価点」という。）と入札者の入札価格から算定した点数（以下「価格評価点」という。）を基に、次の方法によって求めるものとする。

加算方式 技術評価点と価格評価点を合計する次式で得られた数値（以下「評価値」という。）により行う。

ただし、入札価格が旭川市建設工事等低入札価格調査要領第3条に規定する調査基準価格を下回る者については、価格評価点の式中の「入札価格」を「調査基準価格」と読み替えて得られた評価値によるものとする。

なお、申請者の履行能力等を判定するための書類（以下「技術資料」という。）未提出又は技術評価点が0点の場合は入札無効とする。

評価値＝技術評価点＋価格評価点

(小数点第4位以下切り捨て)

技術評価点＝60点×(技術評価の加算点の合計/技術評価の配点の合計)

(技術評価の加算点の合計は、評価項目毎の評価基準に対応する配点と評価項目毎の評価基準に対応する乗率へ配点を乗じた点数とを合計したもの。)

(技術評価の配点の合計は、評価項目毎の評価基準に対応する配点の最大値と評価項目毎の評価基準に対応する乗率へ配点を乗じた点数の最大値とを合計したもの。)

価格評価点＝価格評価点の配点×(1－入札価格/入札書比較価格)

(価格評価点の配点は、特別簡易型で60点、簡易型で30点)

(入札価格は消費税相当額を除いた額)

(入札書比較価格は予定価格から消費税相当額を除いた額)

(落札者の決定方法)

第7条 落札者は、次の各号に該当する入札者のうち、評価値の最も高い者とする。

(1) 入札書比較価格の制限の範囲内でもって行われた入札であること。

(2) その他、入札公告等において定めた入札参加資格等をすべて満たしていること。

2 評価値の最も高い者が2人以上あるときは、その中で最低の価格で入札した者を落札者とする。

3 落札者となるべき価格をもって入札した者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定するものとする。

(学識経験者の意見聴取)

第8条 政令第167条の10の2第4項及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の4の規定に基づき、次の各号において、2人以上の学識経験者から意見聴取を行う。

(1) 落札者決定基準を定めようとする場合 第4条に基づく落札者決定基準を定めるにあたり留意すべき事項を聴取する。この場合において、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて学識経験者の意見を聴く必要があるかどうか

かについて学識経験者の意見を聴くものとする。

- (2) 落札者を決定しようとする場合、前号により落札者決定の際に改めて学識経験者の意見聴取が必要とされた場合は、落札者決定に関し意見を聴取する。

(公告)

第9条 総合評価一般競争入札を行うときは、別紙2の標準公告例により公告するものとする。その際、一般競争入札要綱で定める公告事項のほか、次の事項を入札公告により周知するものとする。

- (1) 当該入札を総合評価一般競争入札により実施する旨。
- (2) 技術資料の提出に関する事。
- (3) 落札者決定基準に関する事。
- (4) 総合評価に関する審査結果の公表に関する事。
- (5) 技術評価点についての疑義照会に関する事。
- (6) その他必要と認める事。

(入札の参加申請)

第10条 申請者は、次の各号に掲げる書類を市長が指定した日までに提出しなければならない。ただし、第3号から第9号については、公告により必要と定められた場合に限る。なお、特別簡易型については第3号の提出を不要とする。

- (1) 簡易型総合評価一般競争入札参加資格確認申請書(様式1)
- (2) 資本関係・人的関係調書(様式2)
- (3) 業務の実施方針及び手法(様式3)
- (4) 設計業務実績調書(様式4)
- (5) 保有資格者・賠償責任保険加入状況調書(様式5)
- (6) 配置予定管理技術者調書(様式6)
- (7) 配置予定主任担当者調書(様式7)
- (8) 共同企業体協定書
- (9) その他必要と認める書類

(技術資料の評価)

第11条 技術評価点の決定に当たっては、審査委員会の審議を経るものとする。

- 2 提出のあった技術資料について、評価項目への対応、履行の確実性等を評価し、あわせて記載事項の確認を行い、技術評価点を算出する。この場合において、必要に応じて入札者に対して技術資料に関する説明を求めることができるものとする。
- 3 技術資料の全部又は一部を提出しない場合、技術資料の全部又は一部に記載漏れがあり適正な評価ができない場合、技術資料に虚偽の記載がある場合、技術資料のうち簡易な履行計画の内容が不適切で確実な履行が困難と認められる場合その他技術資料に関して適正な評価ができない場合、当該入札への参加を認めないこととする。

(入札結果の公表)

第 12 条 前条により落札者が決定した場合は、様式 1 2 により公表を行うものとする。

(技術評価点に関する措置)

第 13 条 業務の実施方針及び手法に関する事項について、評価した内容が受注者の責により満たされない場合は、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領による措置等の必要な処置を講ずるものとする。

(悪質な行為に対する措置)

第 14 条 入札参加の申請書類に関して、提出した資料等に虚偽記載等明らかに悪質な行為があると認められる場合には、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく措置等の必要な措置を講ずるものとする。

(秘密の保持)

第 15 条 総合評価に関する審査結果を除き、この要領に基づき申請者から提出された資料等は、公表しないものとする。

(苦情の申立て)

第 16 条 入札者のうち、技術資料の評価について不服があるものは、市長に対して評価についての説明を求めることができる。

2 前項の申立ては、入札結果の公表の翌日から起算して 3 日（旭川市の休日を定める条例（平成 5 年旭川市条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する本市の休日を除く。）以内に、書面により、市長に対して行うことができるものとする。書面には、申立者の氏名及び住所、申立の対象となる業務、不服のある事項及び不服の根拠となる事項について記載することとする。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

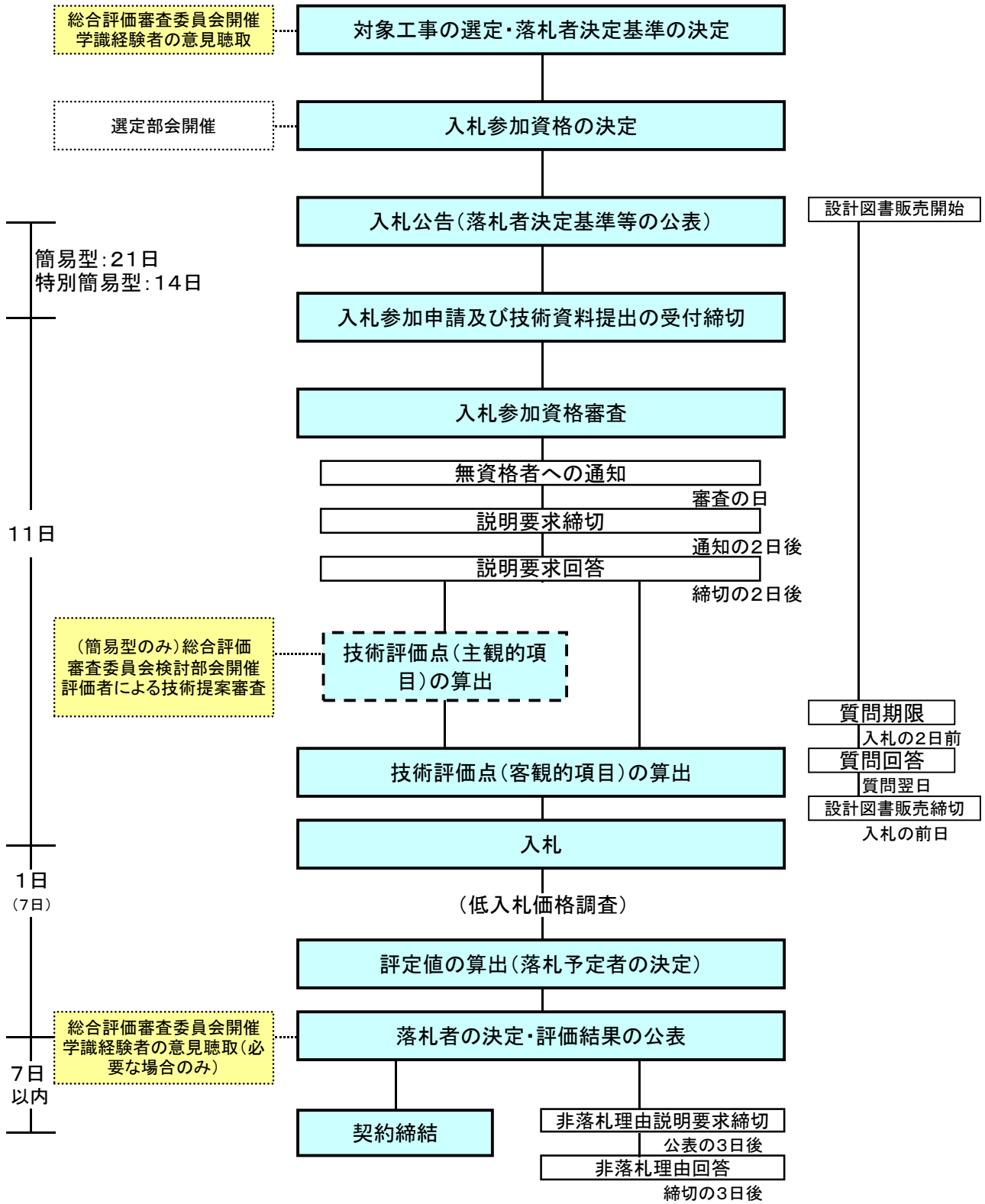
建築設計総合評価落札方式評価基準 (簡易型)

評価分類	評価項目	評価基準	技術評価点		
			各委員の評価点	各委員の評価点の合計/評価委員数	
業務の実施方針 業務の実施方針及び手法	業務の実施方針	業務への取組体制、チームの特徴(協力体制、業務分担体制等)、特に重視する設計上の配慮事項等についての確性、独創性、実現性を総合的に評価する。	極めて良好 良好 普通 やや不十分 不十分 記載なし	1.0 0.8 0.6 0.4 0.2 0.0	各委員の評価点の合計/評価委員数 ×18.0
	理解度及び取組意欲	業務内容、業務背景及び手続きなどの理解度のほか、業務に対する積極性等について総合的に評価する。	極めて良好 良好 普通 やや不十分 不十分 記載なし	1.0 0.8 0.6 0.4 0.2 0.0	各委員の評価点の合計/評価委員数 ×12.0
企業の設計能力	設計業務実績	過去10年間に本市のほか、国、北海道及び道内市町村が委託した公共施設の基本設計又は実施設計の業務を受託して完了した実績について評価する。 ※共同企業体による場合は、代表者、構成員それぞれで評価し、技術評価点の付与は平均値とする。 ※今回入札に参加する事業者の過去の実績が共同企業体の代表者以外として携わったものである場合は、以下の技術評価点から1.0減じる。	/		
		新築増築又は改築工事(新築等)に係る設計業務	新築等部分の延床面積○○○○㎡以上の同種施設	5.0	
		新築等部分の延床面積○○○○/2㎡以上○○○○㎡未満の同種施設	4.0		
		新築等部分の延床面積○○○○/4㎡以上○○○○/2㎡未満の同種施設	3.0		
		新築等部分の延床面積○○○○/4㎡未満の同種施設	2.0		
		上記以外の公共施設	1.0		
		公共施設の実績なし	0.0		
	上記以外の設計業務	延床面積○○○○㎡以上の同種施設で○○○○を含む業務	5.0		
	延床面積○○○○㎡未満の同種施設で○○○○を含む業務	4.0			
	延床面積○○○○㎡以上の同種施設以外で○○○○を含む業務	3.0			
	延床面積○○○○㎡未満の同種施設以外で○○○○を含む業務	2.0			
	上記以外の公共施設	1.0			
	公共施設の実績なし	0.0			
	地域精通度	旭川市内に本店又は営業所の有無について評価する。 ※共同企業体による場合は、代表者、構成員それぞれで評価し、技術評価点の付与は平均値とする。	/		
旭川市内に本店あり	3.0				
旭川市内に営業所あり	2.0				
上記以外	0.0				
保有資格者	企業に保有する資格者数について評価する。 ※共同企業体による場合は、代表者、構成員それぞれで評価し、技術評価点の付与は平均値とする。 ※一級建築士に構造設計及び設備設計一級建築士を含む。	/			
一級建築士が4名以上	4.0				
一級建築士が3名	3.0				
一級建築士が2名	2.0				
一級建築士が1名	1.0				
上記以外	0.0				
賠償責任保険の加入	公告で示す建築設計又は設備設計業務に応じた賠償責任保険の加入状況について評価する。 ※共同企業体による場合は、代表者、構成員それぞれで評価し、技術評価点の付与は平均値とする。	加入	3.0		
未加入	0.0				

専門分野ごとの技術者資格	<p>各専門分野の主任担当者ごとの業務種別(総合(意匠)、構造、設備(電気、機械))に応じた資格状況について評価する。 (建築設計と建築設備設計を一括委託する場合) ・「構造」「機械」及び「電気」の主任担当者の配置が不要な業務については、「総合(意匠)」の技術評価点を4倍にする。 ・「構造」の主任担当者の配置が不要な業務については「総合(意匠)」の技術評価点を2倍にする。 ・「機械」又は「電気」のいずれかの主任担当者の配置が不要な業務については「機械」が不要の場合には「電気」、「電気」が不要の場合には「機械」の技術評価点を2倍にする。 (建築設計と建築設備設計を分割して委託する場合) ・建築設計に係る「総合(意匠)」、「構造」の技術評価点を2倍とする。ただし、「構造」の主任担当者の配置が不要な業務については技術評価点を4倍にする。 ・建築設備設計に係る「設備(電気、機械)」の技術評価点を2倍とする。ただし、「機械」又は「電気」の主任担当者の配置が不要な業務についてはそれぞれ「電気」又は「機械」の技術評価点を4倍にする。 ※CPDの取得実績は、配置予定専門分野技術者調査(様式7)記載の各団体が証明した当該年度の前年度年間(令和〇〇年度)において取得した単位数を評価する。 ※複数の業務種別を兼務する場合は、評価が最も高い業務種別のみ技術評価点を付与する。</p>		技術評価点			
	資格		技術評価点			
	総合(意匠)	各団体推奨単位以上取得の一級建築士		1.0		
		各団体推奨単位の1/2以上取得の一級建築士		0.8		
		上記以外の一級建築士		0.6		
		二級建築士		0.2		
		上記以外		0.0		
	建築	各団体推奨単位以上取得の構造設計一級建築士		1.0		
		各団体推奨単位の1/2以上取得の構造一級建築士		0.8		
		上記以外の構造設計一級建築士		0.6		
		構造	上記以外の一級建築士		0.4	
			二級建築士		0.2	
			上記以外		0.0	
	設備	各団体推奨単位以上取得の設備設計一級建築士		1.0		
		各団体推奨単位の1/2以上取得の設備設計一級建築士		0.8		
		電気	上記以外の設備設計一級建築士		0.6	
			上記以外の一級建築士、建築設備士又は技術士(電気電子部門)		0.4	
			二級建築士		0.2	
		上記以外		0.0		
		機械	各団体推奨単位以上取得の設備設計一級建築士		1.0	
			各団体推奨単位の1/2以上取得の設備設計一級建築士		0.8	
			上記以外の設備設計一級建築士		0.6	
			上記以外の一級建築士、建築設備士又は技術士(機械、衛生工学部門)		0.4	
	二級建築士		0.2			
	上記以外		0.0			
技術者の能力	過去10年間に本市のほか、国、北海道及び道内市町村が委託した公共施設の基本設計又は実施設計の業務を委託して完了した実績とその業務で携わった立場について評価する。 ※2件申請がある場合は、該当乗率を合算し、平均乗率を算出する。 ※管理技術者及び各専門分野の主任担当者を兼務する場合は、最も高い技術評価のみ技術評価点を付与する。		乗率	技術評価点		
	1 管理技術者					
	①業務実績	新築増築又は改築工事に係る設計業務	新築等部分の延床面積〇〇〇〇㎡以上の同種施設	1.0	配点7点×①の乗率×②の乗率	
			新築等部分の延床面積〇〇〇〇/2㎡以上〇〇〇〇㎡未満の同種施設	0.8		
			新築等部分の延床面積〇〇〇〇/4㎡以上〇〇〇〇/2㎡未満の同種施設	0.6		
			新築等部分の延床面積〇〇〇〇/4㎡未満の同種施設	0.4		
			上記以外の施設	0.2		
			実績なし	0.0		
		上記以外の設計業務	延床面積〇〇〇〇㎡以上の同種施設で〇〇〇〇を含む業務	1.0		
			延床面積〇〇〇〇㎡未満の同種施設で〇〇〇〇を含む業務	0.8		
			延床面積〇〇〇〇㎡以上の同種施設以外で〇〇〇〇を含む業務	0.6		
			延床面積〇〇〇〇㎡未満の同種施設以外で〇〇〇〇を含む業務	0.4		
	上記以外の公共施設		0.2			
	実績なし		0.0			
	②携わった立場	管理技術者(統括責任者)として2件		1.0		
		管理技術者(統括責任者)として1件		0.8		
		専門分野の技術者として2件		0.6		
		専門分野の技術者として1件		0.4		
		上記のいずれにも該当しない		0.0		

設計業務の実績と携わった立場	<p>2 各専門分野の主任担当者(総合(意匠)、構造、電気、機械)</p> <p>※配点は各技術者ごとに1.0</p> <p>※専門分野の技術者毎の業務種別(総合(意匠)、構造、設備(電気、機械))に応じた業務実績及び携わった立場について評価する。</p> <p>(建築設計と建築設備設計を一括委託する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「構造」「機械」及び「電気」の主任担当者の配置が不要な業務については、「総合(意匠)」の配点を4倍にする。 ・「構造」の主任担当者の配置が不要な業務については「総合(意匠)」の配点を2倍にする。 ・「機械」又は「電気」のいずれかの主任担当者の配置が不要な業務については「機械」が不要の場合には「電気」「電気」が不要な場合には「機械」の配点を2倍にする。 (建築設計と建築設備設計を分割して委託する場合) ・建築設計に係る「総合(意匠)」、「構造」の配点を2倍にする。ただし、「構造」の主任担当者の配置が不要な業務については配点を4倍にする。 ・建築設備設計に係る「設備(電気、機械)」の配点を2倍にする。ただし、「機械」又は「電気」の主任担当者の配置が不要な業務についてはそれぞれ「電気」又は「機械」の配点を4倍にする。 		乗率	技術評価点	
	①業務実績	新築、増築又は改築工事に係る設計業務	新築等部分の延床面積○○○○㎡以上の同種施設	1.0	$\sum \alpha$ (配点1.0点×①の乗率×②の乗率) ※ $\sum \alpha$ とは各専門分野の技術者4種のうち、評価対象となった各専門分野の技術者の数(例 電気、機械が評価対象の場合の $\sum \alpha$ は2)
			新築等部分の延床面積○○○○/2㎡以上○○○○㎡未満の同種施設	0.8	
			新築等部分の延床面積○○○○/4㎡以上○○○○/2㎡未満の同種施設	0.6	
			新築等部分の延床面積○○○○/4㎡未満の同種施設	0.4	
			上記以外の施設	0.2	
		実績なし	0.0		
		上記以外の設計業務	延床面積○○○○㎡以上の同種施設で○○○○を含む業務	1.0	
			延床面積○○○○㎡未満の同種施設で○○○○を含む業務	0.8	
			延床面積○○○○㎡以上の同種施設以外で○○○○を含む業務	0.6	
			延床面積○○○○㎡未満の同種施設以外で○○○○を含む業務	0.4	
	上記以外の公共施設		0.2		
	実績なし	0.0			
	②携わった立場	管理技術者(統括責任者)として2件	1.0		
		管理技術者(統括責任者)として1件又は専門分野の技術者として2件	0.8		
専門分野の技術者として1件		0.6			
上記のいずれにも該当しない		0.0			
指名停止	過去2年間に於いて、本市発注の一般競争入札方式適用の設計業務における指名停止の有無について評価する。				
	なし		0.0		
	あり		-10.0		
合計点			60.0		

委託業務における総合評価一般競争入札の標準日程



別紙2 (※・[]は選択要件)

(単体用)

標準公告例

旭川市告示第〇〇号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び第167条の10の2第6項並びに旭川市契約事務取扱規則(昭和39年旭川市規則第22号)第3条の規定に基づき、[(特別)]簡易型総合評価一般競争入札について次のとおり公告する。

令和 年 月 日

旭川市長 ○ ○ ○ ○

1 入札に付する業務の内容

- (1) 入札番号 ○番
- (2) 業務名
- (3) 履行期間 契約締結の日の翌日(19(3)を参照。)から令和〇年〇月〇日まで
- (4) 業務概要 次のとおり
○○○
- (5) 設計金額 円(消費税及び地方消費税相当額を除く。)
- (6) 本業務は、旭川市建設工事に係る委託業務(建築設計・設備設計)における簡易型総合評価一般競争入札試行要領(以下、「総合評価要領」という。)に基づいて行う、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の業務である。なお、方式の種類は、総合評価要領第3条に規定する[(特別)]簡易型とする。

2 入札参加資格

入札参加者は、次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 旭川市における〇〇業務の入札参加資格を有していること。
 - (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。
 - (3) 公告の日から入札執行日までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
 - (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法にあつては更生手続開始の決定、民事再生法にあつては再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
 - (5) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。(資本関係・人的関係については19(4)参照。)
- ※(6) 公告の日において、旭川市建設工事等競争入札参加資格者名簿に「11市内」で登録されていること。ただし、中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条に規定する組合にあつては、組合員の過半数が旭川市内に登記簿上の本店を置く者に限る。
- ※(6) 公告の日において、旭川市建設工事等競争入札参加資格者名簿に「11市内」、「22市外」又は「32市外」で登録されていること。【選定委員会又は部会で決定】

3 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

ア 入札参加者は「価格」及び「企業の技術力」、「企業の社会性」をもって入札に参加し、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、(2)総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ただし、低入札価格調査制度を適用する場合において、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

イ 評価値の最も高い者が2人以上あるときは、その中で最低の価格で入札した者を落札者を決定する。

ウ 落札者となるべき価格をもって入札した者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定するものとする。

エ くじ抽選の場合の落札の制限

くじ抽選により落札者を決定した場合において、当該くじ抽選により落札者となった者（共同企業体の構成員を含む。）は、入札同日における同一業種（各業務の入札公告2(1)（共同企業体による業務の場合は2(1)ア）で示す業務の種類のことをいう。）の他の入札においてくじ抽選の対象者となる場合（共同企業体の構成員としての場合を含む。）は失格とする。なお、くじ抽選による落札者の決定順については「旭川市建設工事等低価格落札取扱要領」第2条第4項を準用する。

ただし、くじ抽選の対象者を失格とすることにより同額の落札候補者となるべき者がいなくなる場合にはこの取扱いは適用しない。

[オ 落札の制限

令和〇年〇月〇日に公告する入札において、一件でも落札した者は、当該落札業種と同一業種の他の入札において第一順位の落札候補者（当該落札の制限により落札候補者の順位が繰り上がり第一順位となる者を含む。）又はくじ抽選の対象者となる場合は失格とする。ここでいう業種とは、各業務の入札公告2(1)で示す業務の種類のことをいう。また、当該入札においては、前号のただし書は適用しない。なお、落札者の決定順については「旭川市建設工事等低価格落札取扱要領」第2条第4項を準用する。】【部会で決定】

(2) 総合評価の方法【加算方式】

ア 評価値は、入札が無効でない者について、次の算式により算定する。

ただし、入札価格が旭川市建設工事等低入札価格調査要領第3条に規定する調査基準価格を下回る者については、後述エ価格評価点の式中の「入札価格」を「調査基準価格」と読み替えて得られた評価値によるものとする。

$$\text{評価値} = \text{技術評価点} + \text{価格評価点}$$

（小数点第5位以下切り捨て）

イ 技術評価点は、次の算式により算定する。

$$60 \text{ 点} \times (\text{技術評価の加算点の合計} / \text{技術評価の配点の合計})$$

（技術評価の加算点の合計は、評価項目毎の評価基準に対応する配点と評価項目毎の評価基準に対応する乗率へ配点を乗じた点数とを合計したもの。）

（技術評価の配点の合計は、評価項目毎の評価基準に対応する配点の最大値と評価項目毎の評価基準に対応する乗率へ配点を乗じた点数の最大値とを合計した

もの。)

ウ 技術評価の加算点は、下記の評価項目を、4により提出された書類に基づいて点数化し、それを合計して算出する。

(ア) 業務の実施方針及び手法

(イ) 企業の設計能力

(ウ) 技術者の能力

(エ) 指名停止等

エ 価格評価点は、次の算式により算定する。

価格評価点の配点×(1-入札価格/入札書比較価格)

(価格評価点の配点は、特別簡易型で60点、簡易型で30点)

(入札価格は消費税相当額を除いた額)

(入札書比較価格は予定価格から消費税相当額を除いた額)

(入札価格が調査基準価格を下回る場合はアのとおり取り扱う)

(3) (2)ウの評価項目の詳細については、別紙1「総合評価落札方式評価基準」による。

[(4) 落札者の決定日

令和○年○月○日(○)までに落札者を決定し、その旨落札者に通知する。】【建設工事等総合評価審査委員会決定】

4 申請書及び資料の内容、提出期間並びに提出場所

この〔(特別)〕簡易型総合評価一般競争入札に参加を希望する者は、2に掲げる入札参加資格を有することを証明するため、又は、技術評価項目への該当の有無を明らかにするため、次のとおり申請書及び資料を提出し、市長から入札参加資格の有無について、確認を受けなければならない。ただし、今年度実施した他の総合評価方式一般競争入札の申請において既に市長に提出済みの契約書写しなどの添付書類がある場合は、それを省略することができるものとし、建築士については、建築士データベース(一般財団法人建築行政情報センターが保有する「建築行政共用データベースシステム」のこと)で登録状況を確認できる場合は、当該資格を証する書類を省略することができるものとする。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、〔(特別)〕簡易型総合評価一般競争入札に参加することができない。

(1) 提出書類

ア 〔(特別)〕簡易型総合評価一般競争入札参加資格確認申請書(様式1)2部

イ 資本関係・人的関係調書(様式2)

[ウ 業務の実施方法及び手法(様式3)]【特別簡易型は不要】

エ 設計業務実績調書(様式4)【PUBDISの写し又は業務契約書の写しを添付】

オ 保有資格者・賠償責任保険加入状況調書(様式5)【資格者証・保険証券の写しを添付】

カ 配置予定管理技術者調書(様式6)【CPD実績証明書の写しを添付】

キ 配置予定主任担当者調書(様式7)【PUBDISの写し又は業務契約書の写しを添付】

[ク ○○○○]【その他必要に応じて書類の名称を記載】

[なお、中小企業等協同組合法第3条に規定する組合にあつては、指示した提出書類のほかに指定する組合員名簿を提出すること。]

(2) 提出書類の作成

別紙2「評価基準に関する留意事項」に基づいて作成すること。

(3) 提出期間 令和○年○月○日(○)から令和○年○月○日(○)までの旭川市の

休日を定める条例（平成5年旭川市条例第3号）第1条第1項に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く、午前9時から午後5時まで

- (4) 提出場所 千070-8525
旭川市6条通9丁目
旭川市総務部契約課工事担当
電話 0166-25-9701
FAX 0166-26-1323
- (5) 提出方法 持参すること。（郵送又はファクシミリによるものは受け付けない。）
- (6) 入札参加資格の確認
申請書及び資料を受理した者のうち、入札参加資格のない者には、令和〇年〇月〇日（〇）までにその理由を記載した文書により通知する。【様式8】
- (7) 提出書類様式の入手方法
(4)において(3)の期間中無償で配布するほか、下記アドレスのホームページにおいてダウンロードできる。
<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/files/keiyaku/index.htm>
- (8) その他
ア 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
イ 市長は、提出された申請書及び資料を、入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
ウ 提出された申請書及び資料は返却しない。

5 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、次に従い、書面（様式は任意）により市長に対し説明を求めることができる。
ア 提出期限 令和〇年〇月〇日（〇）
イ 提出場所 4(4)に同じ
ウ 提出方法 持参すること。（郵送又はファクシミリによるものは受け付けない。）
- (2) 市長は、(1)の説明を求められたときは、令和〇年〇月〇日（〇）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。【様式9】

6 見積用設計図書の閲覧等

- (1) 本業務に係る見積用設計図書は、次のとおり閲覧に供する。
ア 期間 令和〇年〇月〇日（〇）から令和〇年〇月〇日（〇）までの休日を除く、午前8時45分から午後5時15分まで
イ 場所 4(4)に同じ。
- (2) 入札に参加しようとする者は、上記閲覧期間中、次のいずれかの販売店で設計図書を購入すること。
ア 販売店 旭川市〇条通〇丁目
〇〇
電話 0166-〇〇-〇〇〇〇
FAX 0166-〇〇-〇〇〇〇
営業時間 午前〇時〇分から午後〇時〇分
定休日 毎週〇曜日
イ 販売店 旭川市〇条通〇丁目
〇〇

電 話 0 1 6 6 - 〇〇 - 〇〇〇〇
F A X 0 1 6 6 - 〇〇 - 〇〇〇〇
営業時間 午前〇時〇分から午後〇時〇分
定 休 日 毎週〇曜日

(3) 購入方法

ア 別紙，設計図書購入申込書をファクシミリにより販売店に送付し，購入申込みをすること。

イ 販売店から販売日時及び販売額について電話連絡があるので，指定された日時に設計図書購入申込書を持参し，販売店で購入すること。

ウ 購入時には，販売店から設計図書及び設計図書購入確認書を受領すること。（設計図書購入確認書は入札時に使用するので保管しておくこと。）

なお，入札参加資格がないと認められたときであっても費用は返還しない。

(4) 設計図書に対する質問がある場合においては，次のとおり質疑応答書により提出すること。【様式10】

ア 提出期限 令和〇年〇月〇日（〇）までの休日を除く，午前9時から午後5時まで

イ 提出方法 4(4)に電話連絡の上，ファクシミリにより提出すること。

(5) (4)の質疑応答書は，次のとおり閲覧に供するとともに，下記アドレスのホームページにおいても公表する。【様式11】

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/files/keiyaku/index.htm>

ア 閲覧期限 令和〇年〇月〇日（〇）までの休日を除く，午前8時45分から午後5時15分まで

イ 閲覧場所 4(4)に同じ。

7 入札方法

(1) この〔（特別）〕簡易型総合評価一般競争入札の入札は，郵送によること。（持参又はファクシミリによる入札は認めない。）

(2) 入札回数は1回とする。

(3) 落札決定に当たっては，入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは，その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので，入札者は，消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず，見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札書等の郵送方法等

(1) 入札書等の郵送方法

入札書及び設計図書購入確認書を封筒に入れ，配達日指定郵便で，かつ，一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により，郵送しなければならない。

(2) 入札書等の到達日

配達日指定郵便の指定日は，令和〇年〇月〇日（〇）とする。

（令和〇年〇月〇日（〇）から令和〇年〇月〇日（〇）までの期間に，郵送手続きを行うことにより，配達指定日に入札書等が到達する。）

(3) 入札書等の送付先

4(4)に同じ

9 入札の無効

この公告において示した入札参加資格のない者のした入札，申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札，設計図書購入確認書を提出しない者のした入札及び旭川市建設工事等競争入札心得（総合評価・郵送方式）において示した条件等入札に関する条件に違反する者のした入札は無効とし，これらの無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すこととする。

また，市長により入札参加資格のある旨を確認された者であっても，確認の後旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けて入札時点において指名停止を受けている期間中である者，その他，入札時点において2に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

なお，設計金額を超える入札は失格とする。

10 開札

- (1) 開札の日時 令和○年○月○日（○）午前〔午後〕○時○分
- (2) 開札の場所 旭川市役所総合庁舎6階入札室（旭川市6条通9丁目）
- (3) 開札の方法

入札事務に関係のない職員の立会いの下で開札を行うものとし，落札者へ通知するものとする。

なお，入札結果は，落札決定後速やかに公表する。

- (4) 開札の傍聴

入札参加者その他の傍聴を希望する者は，旭川市事後審査型一般競争入札（郵送方式）傍聴要領の規定に基づき開札を傍聴することができるので，開札当日，午前〔午後〕○時○分までに4(4)まで申し込むこと。

なお，開札会場の都合により他の入札と併せて傍聴人は先着○名までとする。

11 工事費内訳書の提出

工事費内訳書の提出は不要とする。

12 契約条項を示す場所

4(4)の場所で閲覧に供するほか，下記アドレスのホームページにおいても公表する。
<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/files/keiyaku/index.htm>

13 契約書作成の要否

契約書の作成を要する。

14 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 免除する。

15 支払条件

- (1) 前金払 契約金額の3割以内に相当する額を行う。
- (2) 中間前金払 しない。
- (3) 部分払 しない。

16 火災保険等付保の要否

要しない。

17 審査結果の公表及び落札者とならなかった者に対する理由の説明

(1) 総合評価に関する審査結果について、落札者決定後速やかに、4(4)の場所で閲覧に供するほか、下記アドレスのホームページにおいても公表する。

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/files/keiyaku/index.htm>

(2) 落札者とならなかった者は、その理由について、次に従い、書面（様式は任意）により市長に対し説明を求めることができる。

ア 提出期限 (1)の公表の日の翌日から起算して3日（休日を除く。）以内

イ 提出場所 4(4)に同じ

ウ 提出方法 持参すること。（郵送又はファクシミリによるものは受け付けない。）

(3) 市長は、(2)の説明を求められたときは、説明要求を受けた日の翌日から起算して3日（休日を除く。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

18 入札の中止等

入札までの間にやむを得ない事由のため、当該業務の入札を延期又は中止することがある。

また、入札執行の際、入札者がいない場合は、入札を中止する。

なお、中止となった場合でも、申請書及び資料の作成費用並びに設計図書の購入費用は申請者の負担とする。

19 低入札価格の調査

本業務は、旭川市建設工事等低入札価格調査要領に基づく調査対象業務である。

20 調査基準価格を下回る落札の取扱い

本業務は、旭川市建設工事等低価格落札取扱要領の対象業務である。

21 その他

(1) 入札参加者は、旭川市契約事務取扱規則、旭川市建設工事等競争入札心得（総合評価・郵送方式）その他関係法令を遵守すること。

(2) 申請書及び資料に虚偽の記載をした場合は、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(3) 1(3)でいう契約締結の日の翌日とは、その日が休日に当たるときは、休日を経過した最初の日とする。

(4) 2(5)でいう資本関係又は人的関係とは、次のとおりである。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

(ア) 一方の会社の取締役が、他方の会社の取締役を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の取締役が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生

法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

ア、イと同視し得る特定関係があると認められる場合

- (5) 落札者は、現場代理人、主任技術者及び監理技術者に係る継続雇用確認要領（以下「雇用確認要領」という。）第12条により準用される第4条から第6条までの規定に基づき、契約時に提出する管理技術者の経歴書（以下「経歴書」という。）に、契約日以前3か月以上の雇用関係を確認できる次のいずれかの書類を添付すること。

ア 健康保険被保険者証（写し）

イ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（写し）

ウ 上記で確認することができない正当な理由がある場合は、その理由を記載した申立書

なお、雇用確認要領第12条により準用される第11条の規定（倒産による退職後再雇用された者の配置を規定）に該当する場合は、上記アからウに代え、経歴書に次の書類を添付すること。

エ 雇用期間確認免除申立書

- (6) 納税証明書等の提出

契約締結手続きにあたって、落札者（共同企業体にあつては、全ての構成員）は、旭川市長が落札日の属する年度の4月1日以降に交付した旭川市の市税に滞納のないことを確認できる納税証明書（写しを可とする。）を契約書に添えて提出すること。

上記の納税証明書により旭川市の市税に滞納のないことが確認できない場合は、落札決定後に正当な理由がなく契約を辞退したものとみなし、契約を締結いたしません。

なお、旭川市に納税義務のない者については、納税義務がない旨の確認を受けた納税証明交付請求書を提出すること。

- (7) 契約相手方が個人（法人、人格のない社団等でない）の場合、本契約における支払金額から所得税が源泉徴収されます。

- (8) その他、入札に関しての照会先

4(4)に同じ。

評価基準に関する留意事項（簡易型）

評価項目		留意事項	様式	添付書類
業務の実 施方針及 び手法	業務の 実施方 針	業務への取組体制，チームの特徴（協力体制，業務分担体制等），特に重視する設計上の配慮事項等について必ず記入する。	3 (A3版)	
企業の設 計能力	設計業 務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・過去10年間（平成〇〇年度以降）に本市のほか，国，北海道及び道内市町村が委託した公共施設の基本設計又は実施設計の業務を受託して完了した実績を記入すること。 ・業務契約書等の写しとは，業務名，発注機関，契約金額，業務期間が記載されている部分及び業務内容がわかる仕様書等が記入されたものとする。 ・同種施設とは〇〇〇のことを指す。 ・共同企業体による場合は，代表者，構成員それぞれが設計業務実績調書（様式4）を作成すること。 	4	PUBDIS（業務カルテ）の写し又は業務契約書等の写し
	地域精 通度	<ul style="list-style-type: none"> ・「旭川市内に本店あり」とは，公告日において，旭川市建設工事等入札参加資格者名簿に「11市内」で登録されている者をいう。 ・「旭川市内に営業所あり」とは，公告日において，旭川市建設工事等入札参加資格者名簿に「22市外」または「32市外」で登録されている者をいう。 		
	保有資 格者	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務参加企業で保有する一級建築士の資格者について記入する。 ・共同企業体による場合は，代表者，構成員それぞれで保有する資格者について記入する。 	5	資格を証する書類の写し
	賠償責 任保険 の加入	<ul style="list-style-type: none"> ・保険の加入状況を記入する。 ・指定する保険の種類は，保有資格者・賠償責任保険加入状況調書（別紙5）記載のとおり。 		保険証券の写し
技術者の 能力	専門分 野ごと の技術 者資格	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務内容に則した，専門分野（〇〇，〇〇）の主任担当者を各専門分野ごとに1名配置すること。 ・継続教育（CPD）は指定する機関の取得単位とする。 ・指定する団体は，配置予定主任担当者調書（様式7）記載のとおり。 ・CPDの取得単位は，各指定機関が証明した当該年度の前年度1年間（令和〇〇年度）において取得した単位数とする。 ・落札者決定後の技術者の変更については，変更後の技術者が当初の配置予定技術者と同等以上の資格を有する者であること。 	7	CPD実績証明書の写し
	設計業 務の実 績と携 わった 立場	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務内容に則した，専門分野（〇〇，〇〇）の主任担当者を各専門分野ごとに1名配置すること。 ・各技術者の過去10年間（平成〇〇年度以降）に本市のほか，国，北海道及び道内市町村が委託した公共施設の基本設計又は実施設計の業務を受託して完了した実績とその業務で携わった立場を記入する。 ・各技術者の業務実績の申請は各2件までとし，かつ携わった立場が同位置である場合に限る。 ・業務契約書等の写しとは，業務名，発注機関，契約金額，業務期間が記載されている部分，業務内容がわかる仕様書等及び技術者として携わったことがわかる書類の写しが記載されたものとする。 ・同種施設とは〇〇〇のことを指す。 ・落札者決定後の技術者の変更については，変更後の技術者が当初の配置予定技術者と同等以上の設計業務の実績と携わった立場を有する者であること。 	6・7	資格を証する書類及びPUBDIS（業務カルテ）の写し又は業務契約書等の写し

注1 様式のサイズは特に指定のない場合はA4版とする。

注2 今年度を実施した他の総合評価一般競争入札の申請において既に市長に提出済の添付書類は省略することができる。

注3 建築士の資格については，建築士データベースで登録状況が確認できる場合は資格を証する書類を省略することができる。

様式1 (共同企業体用)

【(特別)】簡易型総合評価一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

(宛先)旭川市長

申請者
(共同企業体名)

共同企業体

代表者 住 所
商号又は名称
代表者氏名

構成員 住 所
商号又は名称
代表者氏名

構成員 住 所
商号又は名称
代表者氏名

入札番号 _____ 入札日 _____

業務名 _____

令和 年 月 日付けで入札公告のありました、上記業務に係る競争入札参加資格について確認されたく、次の書類を添えて申請します。

なお、入札参加資格のすべての要件を満たしていること、並びに本申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

添付書類名 (提出済み添付書類の省略はどちらかに○印)	提出済み添付 書類の省略
資本関係・人的関係調書(様式2)	
共同企業体協定書	
業務の実施方針及び手法(様式3)	
設計業務実績調書(様式4)	あり なし
保有資格者・賠償責任保険加入状況調書 (様式5)	あり なし
配置予定管理技術者調書(様式6)	あり なし
配置予定主任担当者調書(様式7)	あり なし
その他の書類	

旭川市受付印

※この申請書は、申請書受理時に旭川市受付印を押印のうえ1部返却するので、必ず2部(1部はコピー可)提出すること。

様式1 (単体用)

【(特別)・】簡易型総合評価一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

(宛先)旭川市長

申請者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

入札番号 _____

入札日 _____

業務名 _____

令和 年 月 日付けで入札公告のありました、上記業務に係る競争入札参加資格について確認されたく、次の書類を添えて申請します。

なお、入札参加資格のすべての要件を満たしていること、並びに本申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

添付書類名 (提出済み添付書類の省略はどちらかに○印)	提出済み添付 書類の省略
資本関係・人的関係調書(様式2)	
業務の実施方針及び手法(様式3)	
設計業務実績調書(様式4)	あり なし
保有資格者・賠償責任保険加入状況調書 (様式5)	あり なし
配置予定管理技術者調書(様式6)	あり なし
配置予定主任担当者調書(様式7)	あり なし
その他の書類	

旭川市受付印

※この申請書は、申請書受理時に旭川市受付印を押印のうえ1部返却するので、必ず2部(1部はコピー可)提出すること。

資本関係・人的関係調書

申請者名 _____

申請日現在における、当社と他の旭川市建設工事等競争入札参加資格者間における資本関係・人的関係は次のとおり相違ありません。

1 資本関係又は人的関係 あり なし (どちらかに○印)

2 資本関係に関する事項

① 会社法第2条第4号の規定による親会社

商号又は名称	
--------	--

② 会社法第2条第3号の規定による子会社

商号又は名称	

③ 会社法第2条第4号の規定による親会社の他の子会社（自社を除く）

商号又は名称	

3 取締役の兼任の状況

当社の役員等		兼任先及び兼任先での役職	
役職	氏名	商号又は名称	役職

注1 1で「なし」に○印を記入した場合は、2及び3の欄に記入する必要はない。

2 資本等で関係がある他の資格者を記載する場合は、旭川市建設工事等競争入札参加資格を有している者のみを記入すること。

3 この様式は、申請者が共同企業体の場合は、各構成員ごとに作成すること。

4 記入欄が足りないときは、適宜記入欄を追加して用いること。

5 「申請者名」は、申請者の商号又は名称を記載することとし、共同企業体の結成が入札の条件になっている場合には共同企業体の名称も併せて記載すること。

業務の実施方針及び手法

申請者名 _____

業 務 名	
業務の実施方針	業務への取組体制，チームの特徴，特に重視する設計上の配慮事項，その他の業務実施上の配慮事項を簡潔に記述する。 なお，申請者（共同企業体の構成員を含む）を特定することができる内容の記述（具体的な社名等）を記載してはならない。

注 「申請者名」は，申請者の商号又は名称を記載することとし，共同企業体の結成が入札の条件となっている場合には共同企業体の名称も併せて記入すること。

設計業務実績調書

申請者名 _____

代表者又は構成員名			
設 計 業 務 実 績	受 託 者 名		
	業 務 名 称 等	業 務 名	
		設 計 種 別	
		発注機関名	
		業 務 場 所	
		契 約 金 額	
		業 務 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
		受 注 形 態	
		業 務 内 容	施 設 名 称
	施 設 用 途		
	構 造 ・ 階 数		造 階
	延 床 面 積		m ²
	工 事 種 別		新築 ・ 増築 ・ 改築 ・ 解体 ・ 左記以外 ()

- 注1 公告において明示した設計業務の完了した実績について記載すること。記載する業務のPUBDIS（業務カルテ）又は業務契約書（業務名，発注機関，契約金額，業務期間が記載されている部分及び業務内容がわかる仕様書等）の写しを添付すること。
- 2 「受託者名」は，受注実績が共同企業体の構成員としてのものである場合には当該共同企業体の名称を記入すること。
- 3 「設計種別」は，受注業務の基本設計，実施設計又は基本＋実施設計の別を記入すること。
- 4 「業務場所」は，市町村名を記入すること。
- 5 「受注形態」は，単体又は共同企業体（出資比率又は分担額）別を記入すること。
- 6 「申請者名」は，申請者の商号又は名称を記載することとし，共同企業体の結成が入札の条件になっている場合には共同企業体の名称も併せて記入すること。
- 7 共同企業体による場合は代表者及び構成員全ての実績を各1件記入すること。

保有資格者・賠償責任保険加入状況調書

申請者名 _____

代表者名			
保有資格者	氏名	役職	一級建築士登録番号
賠償責任保険の加入		加入 ・ 未加入	
加入している保険		(1) ・ (2) ・ (3) ・ (4)	
構成員名			
保有資格者	氏名	役職	一級建築士登録番号
賠償責任保険の加入		加入 ・ 未加入	
加入している保険		(1) ・ (2) ・ (3) ・ (4)	
構成員名			
保有資格者	氏名	役職	一級建築士登録番号
賠償責任保険の加入		加入 ・ 未加入	
加入している保険		(1) ・ (2) ・ (3) ・ (4)	

注1 記入した保有技術者全ての資格を証する書類の写しを添付すること。(建築士データベースで登録状況が確認できる場合は省略することができる。)

- 2 「申請者名」は、申請者の商号又は名称を記載することとし、共同企業体の結成が入札の条件になっている場合には共同企業体の名称も併せて記載すること。
- 3 評価対象の賠償責任保険は次のとおり。また、「加入・未加入」いずれかを○で囲み、「加入している保険名」は次の保険中加入している番号を○で囲むこと。
 - (1) 日事連・建築士事務所賠償責任保険 ((一社)日本建築士事務所協会連合会)
 - (2) 建築士賠償責任補償制度 ((公社)日本建築士会連合会)
 - (3) J I A建築家賠償責任保険 ((公社)日本建築家協会)
 - (4) 建築設備賠償責任保険 ((一社)日本設備設計事務所協会連合会)
- 4 加入している賠償責任保険証券の写しを添付すること。

配置予定管理技術者調書

申請者名 _____

配置予定管理技術者名				
会社名・役職				
最終学歴・経験年数				
法令による資格・免許				
設計 業務 実績	受託者名			
	業務名称等	業務名		
		設計種別		
		発注機関名		
		業務場所		
		契約金額		
		業務期間	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
		受注形態		
	業務内容	施設名称		
		施設用途		
		構造・階数	造 階	造 階
		延床面積	m ²	m ²
		工事種別	新築・増築・改築・解体 上記以外 ()	新築・増築・改築・解体 上記以外 ()
	携わった立場	<ul style="list-style-type: none"> ・管理技術者(統括責任者) ・技術者(総合(意匠)) ・技術者(構造) ・技術者(電気) ・技術者(機械) 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理技術者(統括責任者) ・技術者(総合(意匠)) ・技術者(構造) ・技術者(電気) ・技術者(機械) 	

注1 「工事種別」及び「携わった立場」は該当する項目を○で囲むこと。

2 「法令による資格・免許」は、設計業務委託仕様書 II 業務仕様 2の要件を満たした資格の名称、当該免許の取得年月日及び登録番号を記入すること。また、資格を証する書類の写しを添付すること。(建築士については建築士データベースで登録状況が確認できる場合は省略することができる。)

- 3 「申請者名」は、申請者の商号又は名称を記入することとし、共同企業体の結成が入札の条件になっている場合には共同企業体の名称も併せて記入すること。
- 4 設計業務実績は、公告において明示した設計業務の完了した実績について記入すること。記載する業務のPUBDIS（業務カルテ）又は業務契約書等（業務名、発注機関、契約金額、業務期間が記載されている部分、業務内容がわかる仕様書等及び技術者として携わったことがわかる書類）の写しを添付すること。
- 5 「受託者名」は、受注実績が共同企業体の構成員としてのものである場合には当該共同企業体の名称を記入すること。
- 6 「設計種別」は、受注業務の基本設計、実施設計又は基本+実施設計の別を記入すること。
- 7 「業務場所」は、市町村名を記入すること。
- 8 「受注形態」は、単体又は共同企業体（出資比率又は分担額）別を記入すること。

配置予定主任担当者調書

申請者名 _____

配置予定主任担当者名				
会社名・役職				
最終学歴・経験年数				
業務種別		総合(意匠) ・ 構造 ・ 電気 ・ 機械		
法令による資格・免許				
継続教育の取得単位 (CPD)	団体名		単位	
			単位	
設計 業務 実績	受託者名			
	業務名称等	業務名		
		設計種別		
		発注機関名		
		業務場所		
		契約金額		
		業務期間	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
		受注形態		
	業務内容	施設名称		
		施設用途		
		構造・階数	造 階	造 階
		延床面積	m ²	m ²
		工事種別	新築・増築・改築・解体 上記以外 ()	新築・増築・改築・解体 上記以外 ()
	携わった立場	<ul style="list-style-type: none"> ・管理技術者(統括責任者) ・技術者(総合(意匠)) ・技術者(構造) ・技術者(電気) ・技術者(機械) 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理技術者(統括責任者) ・技術者(総合(意匠)) ・技術者(構造) ・技術者(電気) ・技術者(機械) 	

注1 「業務種別」は、各技術者の担当業務種を○で囲うこと。

- 2 「法令による資格・免許」は、次の「業務種別」に対応した資格の名称、当該免許の取得年月日及び登録番号を記入すること。また、資格を証する書類の写しを添付すること。（建築士については建築士データベースで登録状況が確認できる場合は省略することができる。）
- ①総合（意匠） 1級建築士，2級建築士
 - ②構造 構造設計1級建築士，1級建築士，2級建築士
 - ③電気 設備設計1級建築士，1級建築士，建築設備士，技術士（電気電子部門），2級建築士
 - ④機械 設備設計1級建築士，1級建築士，建築設備士，技術士（機械，衛生工学部門），2級建築士
- 3 「申請者名」は、申請者の商号又は名称を記入することとし、共同企業体の結成が入札の条件になっている場合には共同企業体の名称も併せて記入すること。
- 4 「継続教育の取得単位」は、各一級建築士のみ記入することとし、取得単位を証明する資料として、CPD実績証明書の写しを併せて添付すること。なお、評価対象とする種類と推奨単位は次のとおり。
- ①推奨単位は、各実績証明書発行団体の推奨単位とする。
 - ②評価対象の種類は、次のいずれかの団体のCPDを評価対象とする。
 - ・建築CPD運営会議加入団体 ※（ ）は推奨単位
（公社）日本建築士会連合会(12)，（一社）日本建築士事務所協会連合会(12)，
（公社）日本建築家協会(36)，（一社）日本建築構造技術者協会(12)，
（公財）建築技術教育普及センター(12)
 - ・建築設備士関係団体CPD協議会参加団体 ※（ ）は推奨単位
（公社）空気調和・衛生工学会(50)，（一社）建築設備技術者協会(50)，
（一社）日本設備設計事務所協会(12)，（公財）建築技術教育普及センター(12)
 - ③推奨単位の1年間は、当該年度の前年度に取得した単位とする。
- 5 設計業務実績は、公告において明示した設計業務の完了した実績について記入すること。記載する業務のPUBDIS（業務カルテ）又は業務契約書等（業務名，発注機関，契約金額，業務期間が記載されている部分，業務内容がわかる仕様書等及び技術者として携わったことがわかる書類）の写しを添付すること。
- 6 「受託者名」は、受注実績が共同企業体の構成員としてのものである場合には当該共同企業体の名称を記入すること。
- 7 「設計種別」は、受注業務の基本設計，実施設計又は基本+実施設計の別を記入すること。
- 8 「業務場所」は、市町村名を記入すること。
- 9 「受注形態」は、単体又は共同企業体（出資比率又は分担額）別を記入すること。
- 10 「工事種別」及び「携わった立場」は該当する項目を○で囲むこと。

様式 8

旭契第 号
令和 年 月 日

様

旭川市長

総合評価一般競争入札参加資格等確認結果通知書

あなたから申請のあった業務に係る入札参加資格について、次のとおり確認結果を通知します。

入札公告日	令和 年 月 日
業務名	
入札参加資格の有無	無
入札参加資格がないと認めた理由	

注 資格がないと通知された方は、市長に対して資格がないと認めた理由について、説明を求めることができます。

この説明を求める場合は令和 年 月 日までに旭川市総務部契約課工事担当にその旨を記載した書面（様式自由）を提出してください。

様式9

旭契第 号
令和 年 月 日

様

旭川市長

入札参加資格に係る理由説明書

下記業務において、入札参加資格がないとした理由について、次のとおり説明します。

業 務 名	
(理由)	

様式10
(質問用)

質 疑 応 答 書

(宛先) 旭川市長
(電話番号 0166-25-9701)
(FAX 番号 0166-26-1323)

住 所
商号又は名称
代表者氏名

質問年月日 令和 年 月 日

業 務 名		
質 疑 事 項	回 答 事 項	

様式 1 1
(回答用)

質 疑 応 答 書

令和 年 月 日

旭川市長

次の業務に係る設計図書について質問があったので回答する。

業 務 名		
質 疑 事 項	回 答 事 項	
質問年月日 令和 年 月 日		

総合評価の結果

入札日	入札番号	業務名	設計価格(税抜き)	入札方式
-----	------	-----	-----------	------

調査基準価格	失格判断基準
--------	--------

【評価基準】

評価項目	業務の実施方針及び手法※1						企業の設計能力				技術者の能力																指名停止等	技術評価点の配点の合計(A)							
	業務の実施方針			理解度及び取組意欲			設計業務実績	実績JV代表者以外	地域精通度	保有資格者	賠償責任保険の加入	設計業務の実績と携わった立場																							
	専門分野ごとの技術者資格																1 管理技術者	2 主任担当者																	
	建築		設備		乗車		乗車		乗車		乗車		乗車		乗車		乗車		乗車		乗車		乗車		乗車				乗車						
	評価点合計	評価委員数	技術評価点	評価点合計	評価委員数	技術評価点	分割委託	総合(意匠)	構造	電気	機械	①業務実績 新築・増築・改築	②携わった立場 左記以外	技術評価点	①業務実績 新築・増築・改築	②携わった立場 左記以外	技術評価点	①業務実績 新築・増築・改築	②携わった立場 左記以外	技術評価点	①業務実績 新築・増築・改築	②携わった立場 左記以外	技術評価点	①業務実績 新築・増築・改築	②携わった立場 左記以外	技術評価点			①業務実績 新築・増築・改築	②携わった立場 左記以外	技術評価点				
配点・委員数・乗率																																			

【技術評価点】

申請者	業務の実施方針及び手法※1						企業の設計能力				技術者の能力																指名停止等	技術評価の加算点の合計(B)	技術評価点 (60×B/A=C)	備考							
	業務の実施方針			理解度及び取組意欲			設計業務実績	実績JV代表者以外	地域精通度	保有資格者	賠償責任保険の加入	設計業務の実績と携わった立場																									
	専門分野ごとの技術者資格																1 管理技術者	2 主任担当者																			
	建築		設備		乗車		乗車		乗車		乗車		乗車		乗車		乗車		乗車		乗車		乗車		乗車						乗車						
	評価点合計	評価委員数	技術評価点	評価点合計	評価委員数	技術評価点	分割委託	総合(意匠)	構造	電気	機械	①業務実績 新築・増築・改築	②携わった立場 左記以外	技術評価点	①業務実績 新築・増築・改築	②携わった立場 左記以外	技術評価点	①業務実績 新築・増築・改築	②携わった立場 左記以外	技術評価点	①業務実績 新築・増築・改築	②携わった立場 左記以外	技術評価点	①業務実績 新築・増築・改築	②携わった立場 左記以外	技術評価点					①業務実績 新築・増築・改築	②携わった立場 左記以外	技術評価点				

【総合評価結果】

入札者	入札金額(税抜き) (D)	価格評価点算出金額(税抜き) (D)※2	価格評価点の配点(E)※3	入札書比較価格(F)※4	価格評価点 (E×(1-D'/F)=G)	評価値 (C+G)※5	摘要	備考

※1簡易型のみである。 ※2価格評価点算出金額は入札金額であるが、評価基準価格を下回った場合は調査基準価格となる。 ※3価格評価点の配点は簡易型30点、特別簡易型60点となる。 ※4入札書比較価格は予定価格から消費税相当額を除いた額である。 ※5評価値は小数点第5位以下を切り捨てる。